

柏市立豊四季中学校

いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂



自
学
友
愛
健
康



《目次》

1	基本理念	1
2	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織について	1
3	いじめの未然防止について	2
4	いじめの早期発見について	4
5	いじめの相談・通報の体制について	7
6	いじめを認知した場合の対応について	8
7	指導について	10
8	重大事態への対処について	11
9	公表、点検、評価等について	12

1 基本理念

「いじめ防止対策推進法」の施行にともない、人権尊重の理念に基づき、柏市立豊四季中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送るように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定する。

いじめを重大な問題ととらえ、いじめはどの学校、どのクラス、どの生徒にも起こりうることと受け止め、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめのあった場合に備え、校内体制を整備し、「いじめ防止等の対策」を推進する。

また、いじめが発生したときには、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明はしない。被害生徒の保護を第一とし、関係機関（学習相談室や児童相談所、柏市少年補導センター等）と連携して早期対応をおこなう。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

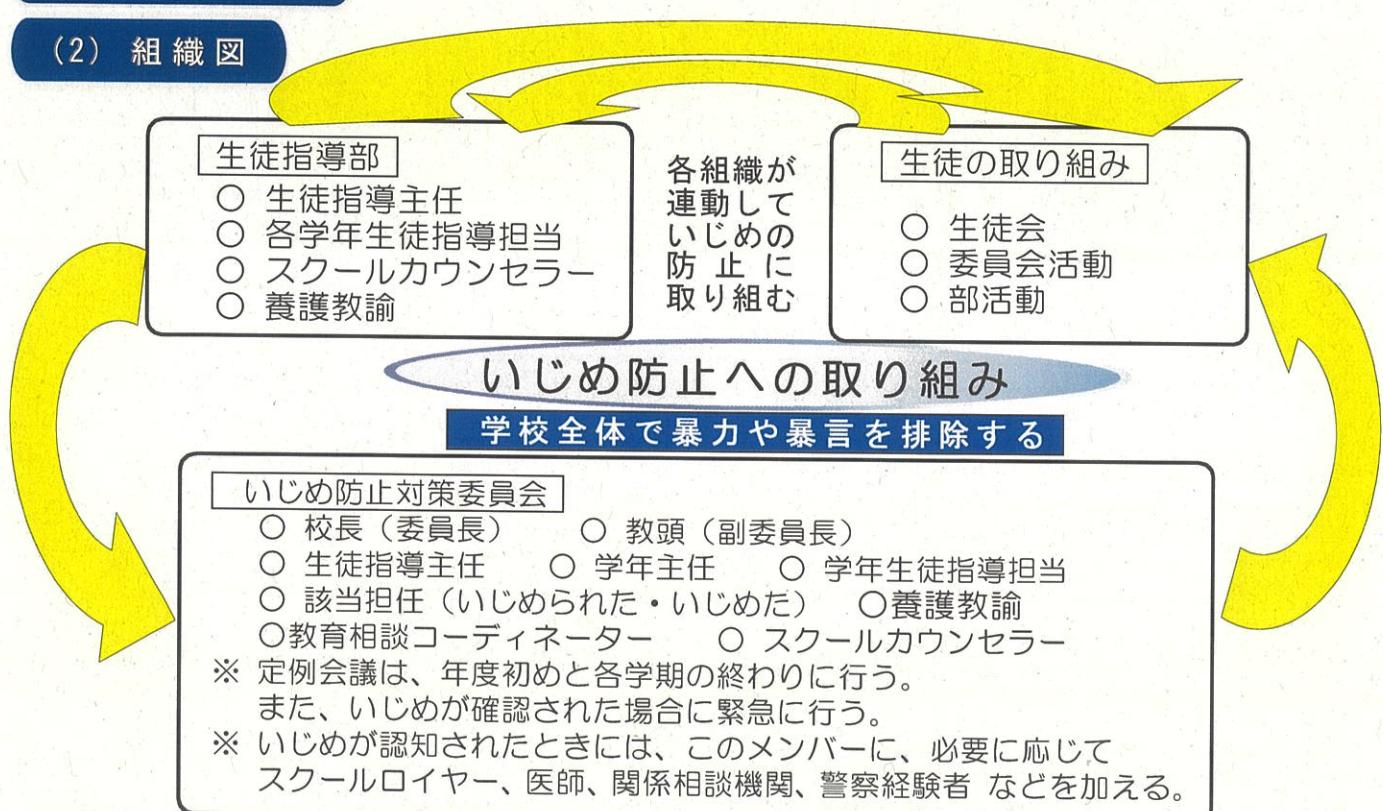
（いじめ防止対策推進法第二条）

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること旨として行われなければならない。（いじめ防止対策推進法第三条）

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 組織図



(3) 組織の役割

- ① いじめ防止基本方針及び年間計画の策定、改定
- ② 定例会議、緊急会議をもつ。
- ③ いじめの未然防止活動、早期発見のための情報共有
- ④ いじめへの組織的な対応
- ⑤ 教職員の対応についての検討や研修

3 いじめの未然防止について

いじめの未然防止における心構え

いじめ防止対策推進法の第四条では「児童等は、いじめを行ってはいけない。」といじめの禁止を規定しており、いじめが発生しないようにすることが最重要課題である。いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級づくり・人間関係づくり」が重要である。そのためには、「いじめはどの学級にも学校にも起こりうる身近な問題である」という認識を、すべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心を育て「いじめを作らない環境づくり」に取り組む必要がある。

(1) 保護者、生徒への啓発活動

「いじめ」が身近であること、日常生活のどんな場面でどんなことをしてしまったら「いじめ」になるのか、それが自分の生活のなかにどれだけ当てはまるか、を考えさせることが必要である。そのための指導をさまざまな場面で行っていく。

① 保護者への啓発活動

○ 学校行事(授業参観、部活動参観、体育祭、豊栄祭、いちいの市[バザー]など)

1 年間に数回の授業参観、体育祭や文化祭などで、学級や学校の様子を保護者の方、地域の方などに公開する。

○ 保護者会や学級懇談

1 学期に1回の保護者会では、生徒指導主任から生活面での様子や保護者へのお願いなどを話し、学級懇談では担任と保護者で学校や家庭の様子を情報共有する。

具体的な事例に即して、法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿を共有する。

○ 教育ミニ集会

いじめのきっかけは家庭で扱うSNSであるという認識や、携帯電話等を与える時の親としての責任と義務をしっかりと果たすべきという認識を強く持つよう呼びかける。

○ 学校通信や学年通信、学級通信

日ごろの様子を学級通信や学年通信を通して発信することで、保護者の生徒理解を促し、連携していくようにする。

② 生徒への啓発活動

○ 道徳教育の場で

何が「いじめ」となるのか、具体的な事例を通して生徒に認識させる。

また、ピア・サポート(後述)を実施し、人間関係調整力を身につけさせる。

○ 学級での班活動の場で

朝の会や帰りの会、また日頃の授業などで班活動を多く取り入れる。「相手は自分と異なる考え方を持っている」ことを知ることで相互理解ができ、いじめ防止につながる。

- (いじめ以外でも) 問題が起きたときの素早い対応
問題が発生すると、その都度丁寧に指導し、必要があれば学年や学校全体に投げかけて考えさせる。この繰り返しがいじめを起こさないための未然防止にもつながる。
- インターネットや携帯電話、タブレット端末の使い方についての指導
生徒の実態に合わせて、講師を招いて、それらの正しい使い方や危険性についての講話を聞かせる。生徒指導主任による全校集会、各担任による学級活動でも指導していく。

(2) いじめ防止に向けた環境づくり

- ① いじめアンケートを毎学期実施し、早期発見をし、未然防止につなげる。情報の扱いや対応には十分に注意する。また、「いじめ対策委員会」で情報や対応について確認する。
- ② 被害生徒の保護を第一とし、不適切な言動や暴力はしないよう、全職員・生徒に確認する。
- ③ 全生徒を対象に年間2回教育相談（個別面談）を行う。
- ④ 行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切にした活動を行う。
- ⑤ 教職員の不適切な言動（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することについて明確に認識する。
- ⑥ こども基本法、児童生徒の権利に関する理解を深めるため、生徒指導主任及び人権教育担当は積極的に研修を行う。
- ⑦ 自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。
- ⑧ 教師同士の授業相互参観、「チーム豊四季」で連携を大切にした生徒指導を行うなど、職員のチームワーク、学び合いを軸にした学校づくりを推進する。
- ⑨ 小中合同での研修やミニ集会により、小中の情報を共有し、連携を深める。それにより、いじめの未然防止につなげる。
- ⑩ 豊四季地区青少年健全育成推進協議会の活動（「おはようウイーク」や「手伝いのすすめ」「トライアングルコンサート」等）により、小学校、地域住民とも連携協力し、コミュニケーションを深め、ボランティア精神を養う。

(3) 授業における取り組み

① 道徳教育

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、道徳の授業を通して、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

② 豊かな人間関係づくり

○ ピア・サポート

県で推進している教育プログラム「ピア・サポート」に全学年で取り組むことにより、“人間関係づくり”を学び、日々の生活でも意識させている。

○ グループ・エンカウンター

学級開きや学年開きのときに行うエンカウンターの授業を行う。協力して活動する場面の設定により、他者と関わる機会を増やし、それぞれの違いを認め合う仲間作りをする。

① 「自己指導能力の獲得を目指したわかる授業」の展開

教科等の学習を通して、生徒が自ら学ぶ意欲をもち、満足感や成就感を抱きつつ、自己理解に努めながら自己実現を目指すような指導を展開することが重要である。

そのためには、教職員と生徒の「共感的人間関係」を基盤に、生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなど、いわゆる自己指導能力の獲得を目指した授業の展開とその充実を図ることが必要となる。(生徒の非行等問題行動の背景を探ると、学業上の不適応が大きな比重を占めている場合が多く見られることからも)「わかる授業」の展開が、非行やいじめを含めた問題行動の未然防止につながる。学業指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の成長を目指した生徒指導の推進を図っていく。

(4) 生徒の自発的な活動について

- ① 生徒会を中心にボランティア活動を行ったり、小中連携を図ったりする。
- ② 生徒会本部を中心に、委員会と協力した自主的活動を行う。あいさつ運動や清掃コンクールなど、自分たちの生活を向上させる意識を高める。
- ③ 生徒会本部が管理する「意見箱」を設置し、生徒の意見や提案を集める。

4 いじめの早期発見について

いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(1) いじめアンケートの定期的な実施

毎学期末に実施する。実施にあたっては、デリケートな内容であることを考慮し、定期テスト実施時と同様に、机間は十分な間隔をとって行う。また回収の際は、他の生徒に回答内容が見られないよう担任が各人の机を巡り、担任自身の手で回収して封筒に入れる。

被害者本人からアンケートを通じていじめの報告があった場合は、必ず管理職まで報告する。インターネットにおけるやりとりなど、学校の状況だけでは確認のできないいじめ(「ネットいじめ」)があることも考慮した調査内容にするよう工夫する。

「ネット上のいじめ」について

■「ネット上のいじめ」とは・・・■

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のSNSなどに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

■「ネット上のいじめ」の特徴 ■

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等や、SNSの利用状況を詳細に把握することが難しいため、「ネット上のいじめ」の実態把握は困難である。
- 子どもたちに正しいメディアリテラシーを身につけることが必要である。

◇ 生徒への指導のポイント ー掲示板等での被害を防ぐため ◇

- ① SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、他のいじめと同様に決して許される行為ではないこと。
- ② SNS等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、SNS等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ SNS等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることによりインターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(2) 教育相談の定期的な実施

教育相談期間(1学期上旬・2学期中旬)中にいじめだけに特化せず教育相談アンケートを実施し、その内容について生徒と教育相談を行い、丁寧な対話により実態の把握を目指す。

(3) 授業以外における生徒の実態の把握

- ① 生活記録ノートや学級日誌でのやりとりを大切にし、人間関係の細かい観察を行う。
- ② 教科担任、部活動顧問、養護教諭、SCとの情報交換、情報共有を密にする。
- 学年会議や職員会議で情報共有 ○ 打ち合わせや会議など、積極的な情報交換の場の設定※ 個人情報になるため、その資料の取り扱いには十分に注意する。
※ 5W1H(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)を明確にし、正確な情報を共有する。
- ③ 保護者との情報共有も大切にする。少しの変化でも気になったら場合は、互いに連絡し合うなど、日頃から保護者との連携関係を築き、相談しやすい環境をつくっておく。

いじめ早期発見のためのチェックリスト【家庭編】

《岩手県立総合教育センター作成「いじめ問題への初期対応と対応マニュアルより》

態度やしぐさ

- 家族と会話が減ったり学校の話題を意図的に避けるようになる 朝、なかなか起きてこない
- 感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり動物や物等にハツ当たりする
- 受信した電子メールをそこそく見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる
- 部屋に閉じこもり、考え方をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする
- 帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする 用事もないのに、朝早く家を出る

服装、身体・体調

- 学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなったりする

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある
- 理由のはっきりしないする傷や打撲のあとがあつたりする
- 自分のものではない衣服(制服)を着ている
- 食欲不振、不眠を訴える

学習

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする
- 成績が低下する

持ち物、金品

- 持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたり、落書きがあつたりする
- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる

交友関係

- 友だちや学級の不平・不満を口にすることが多くなった
- 口急に友達が変わる
- 口数が少なくなり学校や友達のことを話さなくなる
- 仲のよかつた友だちとの交流が極端に減った
- 友だちからの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断つたりする
- 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする

——「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」参照——

- 「いじめ発見のきっかけ」は、中学校では、学級担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切である。
- 学年が上がるにつれて本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師編】《兵庫県教育委員会作成「いじめ対応マニュアルより》

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 揭示物が破れたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 学級やグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている子

日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いをしたりする

授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 食べ物にいたずらされる

清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- その他
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言いく出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

一人で離れて掃除をしている

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

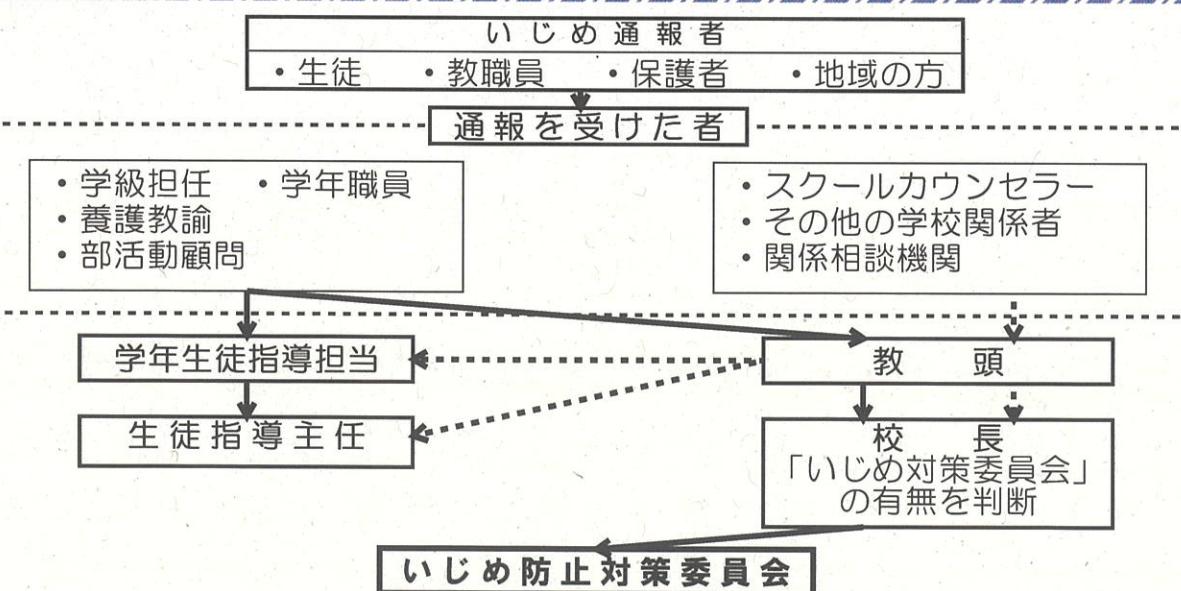
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

—《いじめの態様の分類》《抵触する可能性のある刑罰法規》—

- | | | |
|---|---|-------------|
| ア | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | ▶脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 | |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | ▶暴行 |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | ▶暴行、傷害 |
| オ | 金品をたかられる | ▶恐喝 |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | ▶窃盗、器物破損 |
| キ | いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | ▶強要、強制わいせつ |
| ク | パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる | ▶名誉毀損、侮辱 |

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 校内のいじめの相談・通報の体制



◎ 信頼関係を構築し、相談機能の充実に努める

カウンセリングや教育相談活動など日常の教育活動を通じ、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努める。いじめについて相談することや通報することについて、「いじめゼロ宣言」の「はなす勇気」等を具体的に説明するなどして、相談・通報しやすくなるような指導をし、環境づくりに努める。

スクールカウンセラーや養護教諭と効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、相談によってよい結果が出た例などを紹介するなどし、生徒が相談に対して抵抗感を持たないような工夫をする。

(2) 学校外のいじめの相談・通報機関

校外の相談施設(下記)について生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。

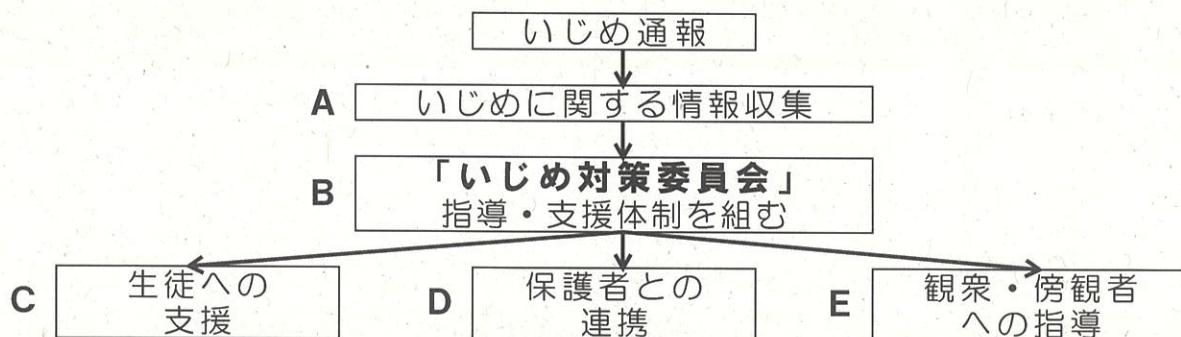
- ・柏市教育委員会 児童生徒課 04-7191-7210
- ・柏市少年補導センター 04-7164-7571
- ・柏市補導センター・やまびこ電話相談 0120-66-3741
- ・千葉県警東葛地区少年センター 04-7162-7867

- ・24時間子どもダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもの人権110番(千葉地方法務局内)[月～金曜日 8:30～17:15] 0120-007-110
- ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)[月～金曜日 9時～17時] 0120-783-497
- ・千葉いのちの電話(24時間受付) 043-227-3900

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 組織的ないじめ対応の流れ

- ◎ 常に状況把握に努める。
- ◎ 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。



(2) 情報収集とその後の対応（対応の流れ）A

ア) いじめられた生徒に対して

「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢と、徹底して守ることを伝える（保護者にも）。状況に応じて、休み時間等、教員が教室をあける時間が少なくなるよう体制を整える。いじめの事実確認においては、プライバシーが守られる環境で下記のことを確認する。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ・誰から
・いつ（頃から）
・どこで | ・どのような内容
・いじめを受けるきっかけとなる出来事はあったか |
|--------------------------|-------------------------------------|

イ) いじめられた生徒の保護者に対して

- ① 家庭訪問等で保護者と面談し、学校の方針・対応を伝える。不安な点を聴取し、今後の対応策について協議する。
- ② いじめの事実（調査結果）について情報提供を行う。
- ③ 家庭での生徒の変容に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- ④ 保護者の方の心情に寄り添い、力を合わせて生徒を支えていくことを確認する。

ウ) いじめた生徒に対して

- ① 聽取においては、プライバシーが守られる環境、場所であることを徹底すると共に、複数教員であたり、正確な事情を把握するため、それぞれの生徒の聴取内容を記録する。
- ② 被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることがないように聞き取りを行う。

エ) いじめた生徒の保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し、生徒の現状を把握してもらう。
- ② いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、解決を図ろうという気持ちを伝える。
- ③ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ④ 生徒の変容を図るため今後の関わり方などを協議し一緒に見守るという連携を強化する。

オ) 観衆・傍観者の生徒に対して

- ① 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ② いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ③ 聽取においては、プライバシーが守られる環境、場所であることを徹底すると共に、複数教員であたり、正確な事情を把握するため、それぞれの生徒の聴取内容を記録する。

カ) 関係機関との連携

- ① 深刻ないじめの解決のため、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と連携する。
特に「ネット上のいじめ」に適切に対応するためには警察との協力体制が必要になる場合がある。
- ② 日頃からの連携が、深刻な事案が発生したときの連携を容易にする。

状況により、連携を必要とする関係機関

いじめの発見状況を報告する	➡ 市町村教育委員会
対応方針について相談したい	➡ 県教育委員会・教育事務所
指導方針や解決方法について相談したい	➡ いじめ対策室
子どもや保護者への対応方法を相談したい	➡ いじめ対策室
いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	➡ 児童相談所、警察
いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている	➡ 医療機関
いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である	➡ 児童相談所

7 指導について

(1) 被害者（いじめられた生徒）への対応（「対応の流れ」C）

ア) 基本的な姿勢

- ① 訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握し、伝える。
- ② 仕返しなどの不安感の除去に努める。

イ) 支援

- ① 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ② 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ③ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように、スクールカウンセラー等の存在も周知しておく。

ウ) 経過観察

- ① 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ② 自己肯定感を回復できるよう、授業や学級活動等での活躍の場をつくり、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた生徒）への対応（「対応の流れ」C）

ア) 基本的な姿勢

- ① いじめの事実（調査結果）について確認する。
- ② いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ③ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

イ) 指導

- ① いじめは人として決して許されないことをわからせ、被害者の辛さに気付かせる。
- ② いじめに至った心情や人間関係を振り返らせる中で、今後の行動について考えさせる。

ウ) 経過観察等

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

(3) 保護者との連携（「対応の流れ」D）

ア) いじめられている生徒の保護者との連携

- ① 事実（調査結果）が明らかになった時点で、速やかに伝える。
- ② 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③ 対応経過を伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ④ その後も、定期的に経過を報告する。

イ) いじめている生徒の保護者との連携

- ① 事情聴取後、家庭訪問等で事実（調査結果）を経過とともに伝える。
- ② 相手の子どもの状況（非常に恐れている場合など）も伝え、いじめの深刻さを認識して

もらう。

- ③ 当該事案以外の（あるいはこのいじめに至る前までの）子どもの頑張りや長所は十分に理解していること、それであっても今回のいじめに関しては、学校と保護者が連携してしっかりと反省させることが大切であることを、丁寧に伝える。
- ④ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ⑤ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校では事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。

(4) 観衆、傍観者への対応（「対応の流れ」 E）

- ① 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか、自分はこれからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(5) 配慮を要する生徒への対応

- ① 性別違和や性的指向・性自認に係わる生徒については、学校生活を送るうえで特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC 等を活用しながら、生徒の心情等に配慮した対応を行う。
- ② 宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える生徒の早期発見、支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SC や SSW と共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要支援を行う。

8 重大事態への対処について

いじめの疑いに関する情報

- 第22条：「いじめ防止対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手)



(1) 学校を調査対象とした場合 学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

● 重大事態の調査組織を設置

- ① 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ① 因果関係の特定を急がず、公平性、中立性の確保に努めて調査にあたる。
 ② アンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを伝えてから行う。
 ③ 調査主体に不都合なことがあったとしても、可能な限り事実を客観的に明確にする。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ① 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で情報を報告する。
 ② 関係者の個人情報に十分配慮し、情報を共有する。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

その後の対応や措置を協議し、実行する。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

一報後、改めて、文章により報告する。

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

9 公表、点検、評価等について

- 豊四季中学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページにおいて公表し、生徒、保護者、関係各機関にも周知する。
- 各学期に行われるいじめ調査をもとに、対応策を見直す。
- 学校評価アンケート（保護者、生徒、所属職員）の中に、いじめ問題への取り組み項目を入れ、評価する。
- 年度末、いじめへの取り組みについての見直・検討し、いじめ基本方針の改定を行う。